

大阪府議会議長 様

大阪市立特別支援学校の拙速な府への移管を行わないことを求める請願

【請願趣旨】

9月19日、大阪市会本会議において、大阪市立特別支援学校を大阪府に移管するための条例案が可決されました。これを受け大阪府議会では、府立学校として設置するための条例案の審議が行われますが、私たちは以下の理由により、標記の請願を提出いたします。

特別支援学校の設置義務が都道府県にあるという学校教育法の規定は、移管の理由になりません

大阪市会に提出された条例案では、府移管の理由について、「特別支援学校は学校教育法第80条の規定により都道府県に設置義務がある」としています。しかし、視覚と聴覚特別支援学校は府市で校区調整を行い、施設・病院併設校を除けば、大阪市内には視覚、聴覚以外の府立の知的障がい、肢体障がい、病弱の特別支援学校はありません。このように、大阪府と大阪市においては、特別支援学校の設置について明確な役割分担がなされ、二重行政は存在しません。また、府移管に係る初期経費や、移管後の建替等の施設整備費など、大阪府が新たに負担することになる費用は、今後10年間で約260億円と試算されています。府の財政が厳しい中で、このような支出が可能なのか、私たちは強い危惧を持っています。

地域に根ざした学校づくりこそ必要です

大阪市の障がい児教育は全国的に見ても先進的な役割を果たしてきました。大阪市立盲学校は京都盲学校に次ぎ日本で二番目に整備されました。思斉特別支援学校も日本で最も古い知的障がいの養護学校として整備されました。地域の小中学校との連携も、同じ大阪市立であることにより、スムーズに行われてきました。地域に密着した教育を展開することが強く求められている下で、なぜ広域自治体である府に移管をするのか、私たちは理解に苦しみます。府市統合に関する審議の見通しがたっていない現状を考えれば、「都構想」の先取りとしか私たちには思えません。

不安、懸念を抱えたままの拙速な決定を行わず、学校関係者に十分な説明を行ってください

そもそも、大阪府への移管は、障がい児学校の関係者が望んだものではありません。にもかかわらず、移管によって最も大きな影響を受ける学校関係者に対する丁寧な説明が、未だに行われていないことに私たちは強い憤りを感じています。“Nothing About Us Without Us”（私たちのことを、私たち抜きに決めないで）、国連「障害者の権利条約」をつくろうという動きの中で、スローガンとして世界中で使われたことばを踏まえた対応を求めます。不安、懸念を抱えたままの拙速な府移管を行わないでください。

【請願項目】

1. 大阪市立特別支援学校の拙速な府への移管を行わないでください。

お 名 前	ご 住 所

【取り扱い団体】 大阪の障害児教育をよくする会

大阪市天王寺区東高津町 7-11 大阪府教育会館 704 号